

甲府市農業委員会 9月定例総会議事録

1. 日 時 令和元年9月27日（金曜日）午後2時00分から午後2時35分
 2. 会 場 甲府市南公民館
 3. 出席委員（16名）
会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦
【農業委員】
1番 保坂 敬夫 2番 福島 昌之 3番 矢崎 正勝 4番 米山 夫佐子
5番 落合 洋子 6番 田中 由美 7番 土屋 三千雄 8番 長田 孝夫
9番 菊島 建 10番 關野 登 11番 森 信二 13番 末木 瑞夫
14番 土屋 正人 15番 萩原 爲仁
 4. 欠席委員（3名）
12番 花形 満寛 16番 小林 雅宗 17番 山本 一
 5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名
事務局 長 青木 進
農地係 係 長 斉藤 欣也
係 長 佐野 慶一
主 事 一ノ瀬 匠
振興係 係 長 牧野 公治
技 師 井上 健洋
 6. 議 案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 令和元年10月告示分農用地利用集積計画について
議案第5号 農地等の利用の最適化に向けた「農地等の利用調整活動」
の推進に関する申し合わせ決議（案）について
- 報告案件
- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
 - 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

分は、第 1 種農地ですが不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。申請人は○○○において○○○○○○○○○○○○○○○○であるが、平成○○年頃から○○○○が不足していたため、転用許可を得ずに使用していたことから、始末書添付による申請となります。

続きまして、議案書 3 番、地図は 3 ページの 4 条No.3 をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・申請人については、議案書記載のとおりです。安福寺から○○mほど○○に位置する農地で、東面・南面・北面は農地及び宅地、西面は道路となっています。農地区分は、第 1 種農地ですが不許可の例外で、申請に係る土地周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設と判断しました。申請人は○○○において○○○○○○○○○○○○○○であるが、平成○○年頃から○○○○が不足していたため、転用許可を得ずに使用していたことから、始末書添付による申請となります。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。つぎに、地元委員さんから補足説明をお願いしたいと思います。1 番の案件は甲運地区ですので、森委員よりお願いします。

○甲運地区委員（森委員）

この案件に関しましては、この方は、前に農業委員をやっている、今回自分の家を建て直したいとのことで、隣の土地を使って広くしたいということで何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。2 番、3 番の案件は中道南地区ですので、長田委員よりお願いします。

○中道南地区委員（長田委員）

2 番、3 番の関係は、○○○○にあります。○○○○○○○○○に関して、地元に貢献しており、地元でも高く評価されていて問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

ありがとうございます。地元委員より補足説明が終了したので、これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたら挙手をお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特別なようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第 2 号、農地法第 4 条の規程による許可申請に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。

全員の方の賛成をいただきましたので、決定させていただき許可書の交付をさせていただきます。

○○○○○○○として、転用したいとのこと。です。

続きまして、議案書5ページの7番、地図は9ページの5条No.7をご覧ください。申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については議案書記載のとおりです。安立寺から○○mほど○○に位置する農地で、東面・北面は境内地、南面は宅地、西面は農地となっています。農地区分は、第2種農地と判断しました。譲受人は、隣接地において○○○○○しているが、○○○○○○が不足し、令和○年○月頃より○○○○○○○○を賃借した際に、隣接する申請地を転用許可を得ずに通路として利用してしまっただけのことから、始末書添付による申請となります。以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。つぎに、地元委員さんから補足説明をお願いしたいと思います。1番の案件は相川地区ですので、保坂委員よりお願いします。

○相川地区委員（保坂委員）

1番の案件は、事務局の説明どおりです。なおこのエリアは、今年度○○○の供用開始区域になっており○○○○○○○○○されています。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。2番の案件は玉諸地区ですので、落合委員よりお願いします。

○玉諸地区委員（落合委員）

落合です。よろしくお願ひいたします。施設については諸事情によって必要な施設ということは皆様も周知のとおりです。何ら問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。3番の案件は山城地区ですので、米山委員よりお願いします。

○山城地区委員（米山委員）

米山です。よろしくお願ひいたします。落合町のこの案件ですが、借り人は貸し人の○に当たるということで、事務局の説明のとおりです。よろしくご審議の程お願ひいたします。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。4番から7番の案件も山城地区ですので、關野委員よりお願いします。

○山城地区委員（關野委員）

4番の案件ですが、借受人は、貸し人の○○○ということ。○○○○○することで、○○○○○○○○○することでございます。5番、6番は同一案件で○○○○○ということ。7番につきましては既に利用していたということで、止むを得ないものだと思います。以上4番から7番の案件については、特に問題はないと考えています。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。それぞれの案件について地元委員から補足説明をいただきました。これより質疑に入ります。皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

○議長（西名会長）

それでは、特別意見も無いようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第3号の農地法第5条の案件に賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案3号の案件については決定させていただきます。この内2番、5番、6番の案件については1,000㎡以上になりますので、許可相当ということで県の農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については1,000㎡未満になりますので、許可書の交付をして参ります。

つぎに、報告第1号から第6号について、事務局より報告をお願いします。

○事務局（一ノ瀬主事）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書6ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、4条・5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。7ページからは令和元年8月17日から令和元年9月13日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。以上でございます。

○議長（西名会長）

ただいま、事務局から報告第1号から6号の説明がありましたが、皆さんの方から、お聞きしたいことがありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。それでは報告事項ですので、ご了承をお願いいたします。

つぎに、議案第4号は令和元年10月告示分農用地利用集積計画について事務局より説明してください。

○事務局（井上技師）

それでは説明に入ります。農地銀行を利用する案件は、新規設定2件、再設定5件、計7件の申し出がありました。議案書16ページの表は、新規設定です。中道南地区からの申し出があり、合計面積は1,744㎡です。中段の表は、平成31年度の目標面積115,900㎡に対し、設定面積は70,390㎡、達成率は61%です。続いて17ページの表は、再設定です。相川・玉諸地区からの申し出があり、合計面積は4,500㎡です。中

段の表、平成 31 年度の目標面積 290,000 m²に対し、設定面積は 141,653 m²、達成率は 49%です。18 ページ 1 番、2 番は新規設定です。18 ページ 3 番から 21 ページ 7 番は再設定です。以上、全ての案件の借り手の経営地は、利用権設定に必要な下限面積及び、農作業従事日数を超えており、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用しております。これらを踏まえ、甲府市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していることから、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項による借手の要件を満たしております。以上です。

○議長（西名会長）

事務局から、説明が終わりました。9 月ということですから、再設定も含めてまだまだ達成率も低いところですが、これから案件が段々増えてくると思います。何か皆さんの方で、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、特別意見もないようですので、ここで採決をさせていただきます。

議案第 4 号、10 月告示分利用権の設定について、賛成の方は、挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございます。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第 4 号は決定させていただきます。今後もこの問題については最適化推進委員とタッグを組んでいただき、利用権設定の率を上げるご努力と、ご協力をお願いいたします。

つぎに、議案第 5 号は農地等の最適化に向けた農地等の利用調整活動の推進に関する決議案についてです。事務局から説明してください。

○事務局（牧野係長）

こちらは、令和元年 9 月 24 日に山梨県農業会議より、決議の依頼を受けた内容です。平成 28 年 4 月に、農業委員会等に関する法律の改正により、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の必須事務となり、農業委員会の重要な業務として位置づけられました。しかし、ほとんどの市町村農業委員会が新制度に移行したにもかかわらず、全国的に農業委員・最適化推進委員が関わったことによる「農地等の利用調整活動」が難しい状況です。このような状況の中、農業委員、最適化推進委員の皆様方の意思統一を図るために、山梨県農業会議より、決議の依頼がありました。それでは、決議（案）を朗読いたします。

《 決議文（案）の朗読 》

このような内容です。また、10 月から来年 1 月までの 4 ヶ月間を強化月間と設定し、積極的な「農地等の利用の最適化の推進」を行うこととなります。この趣旨を踏まえ、決議のご検討をいただきたいと思います。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。これは、最適化推進委員会を今年度すでに 3 回開いておりますが、この中でのことを皆さんにお伝えしました。全国的に思うように現場での活動が出来ていないということです。本来の利用調整活動は、それぞれの地域でマスタープランを作る、人・農地プランをどうやって作るのか、そこから始めるということなので、それが出来ないと思うような活動の実績を積み重ねることが出来ません。幸いにも最適化推進委員のご理解の元、農業委員の協力により当農業委員会ではそれぞれの地区でアンケート調査を実施し、集計をしている段階に進んでおり、県内でも活動が進んでいると認識しています。このことをしっかり進めると、申し合わせ決議は実現をしたいと思います。期間を区切って強化をする意識を持とうということで、このような要請があったと思います。皆様から、ご意見やご質問はいかがでしょうか。

《 質問・意見なし 》

○議長（西名会長）

よろしいでしょうか。それでは採決をさせていただきます。ご賛成の委員は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第 5 号は決議とし、農業会議へ報告させていただきます。これから 1 月までの 4 ヶ月が強化月間となりますが、当農業委員会では、さらに先に向けてのスケジュールを最適化推進委員の行動の中で示されておりますので、実現のためいっそう農業委員の協力をお願い申しあげ、この案件については終了させていただきます。

以上で、本日予定をしている全ての審議を終了しました。

以上をもちまして 9 月定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 35 分 閉会